

特別保育の対象となる職種のガイドライン

特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合

1、社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者

事業の種類	内 訳
医療関係	・病院・診療所・薬局・その他の医療関係者（医薬品・医療機器の輸入、製造、販売 献血を実施する採血業・入院患者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サ ービスに関わる製造業、サービス業を含む。）
インフラ運営関係	電気・ガス・石油・石油化学・LP ガス・上下水道・通信・データセンター等
飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品輸入・製造・加工・流通・ネット通販等
生活必需物資供給関係	家庭用品・製造・加工・流通・ネット通販等
生活必需物資の小売り 関係等	スーパー、卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホーム センター、食堂・宅配・テークアウトサービス等
家庭用品のメンテナン ス関係	配管工・電気技師等
生活必需サービス	ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等
冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処理に関わる事業者等
メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等
個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等
金融機関	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等
物流運搬サービス	鉄道、バス、タクシー、モノレール、トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、 郵便等、物流サービス（宅配等）
官公署等	警察、消防、官公署、その他の行政サービス
国防に必要な製造業・サ ービス業の維持	航空機、潜水艦等
企業活動・治安維持に必 要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティー関係等
安全安心に必要な社会 基盤	河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別報に基づく危険物管理等

2、社会福祉サービス等の事業者

事業の種類	内 訳
社会福祉サービス等	保育所、こども園、小規模保育事業所、幼稚園、放課後時児童クラブ 等
	介護老人福祉施設、障害者支援施設等、施設入所者への食事提供サービスなど、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
	その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

3、その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記 1, 2 には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。